

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号 7 5

許 認 可 等 の 内 容		毒物又は劇物の販売業の登録の更新
根拠法令及び条項		毒物及び劇物取締法第4条第3項
審 査 基 準	関 係 条 項	毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4第2項
	基 準 (未設定の場合は その理由)	・ 茅ヶ崎市毒物劇物販売業等登録審査基準及び指導基準
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (令和2年4月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 18日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)